

質問事項及び回答一覧

「名古屋市有料自転車駐車場（栄地区周辺ブロック）指定管理者募集要項」＝「募集要項」

「名古屋市有料自転車駐車場（栄地区周辺ブロック）指定管理者業務仕様書」＝「仕様書」とします。

※同様の趣旨の質問については一部集約等しているため、ご提出いただいた質問内容と表現が若干異なるものがあります。

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
1	本店、支店または営業所等の設置	募集要項P8 5 (2)	「名古屋市内に本店、支店、営業所等」の基準は具体的にどのような内容でしょうか(例:常駐者2名以上、等々)。また、指定期間中に本店・支店・営業所等が名古屋市内から無くなった場合はどうなりますでしょうか。	本店等の具体的な基準はありませんが、仕様書P2 3 (1)イ(イ)を満たすようにしてください。指定期間中は無くならないようにしてください。指定期間中、存在することが条件です。
2	職員の配置等	募集要項P8 5 (3)	職員の配置時間に制約、上限はあるのでしょうか。	自転車駐車場利用案内及び放置自転車台数調査業務について制約はあります(仕様書P12 3 (5)イ)が、その他の職員については配置時間の制約、上限はありません。
3	料金徴収機等の設置時期	募集要項P8 5 (4)	指定管理者の負担により対応してくださいとありますが、負担とは具体的に何を示すのでしょうか。	例えば、納期が遅くなり工事期間が短くなったため人件費が余分にかかった場合や、導入機器や運営体制を一時的に提案内容とは別のものにより対応して余分な経費がかかった場合等においても、事業者の負担となります。
4	料金徴収機等の設置時期	募集要項P8 5 (4)	伏見駅は令和5年4月1日から開始できるように現在設置の機器は希望日(4月1日以前)までに撤去していただけるのでしょうか。	現在の管理事業者との調整は必要となりますが、令和5年4月1日以前の撤去は可能です。
5	料金徴収機等の設置時期	募集要項P8 5 (4)	「なお、いかなる理由であっても、令和5年4月1日から管理開始ができない場合は、指定管理者の負担により対応してください。」とありますが、世界的な新型コロナウイルスのパンデミックに起因し、我が国でも駐輪機器の半導体が不足しております。例えば、発注の段階で一部の駐輪機器の設置遅れが予測できた場合でも、指定管理者は貴市と事前協議はできないのでしょうか。	本市としましては、令和5年4月1日の有料化を予定しており、機器確保に努めていただくとともに、有料化の期日を遅らせない方策について協議させていただきます。

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
6	料金徴収機等の設置時期	募集要項P8 5 (4)	社会情勢が不安定なことを受け、駐輪管理機器や防犯カメラなどにも影響する半導体等調達部品の世界的な不足が言われています。 本事業にも少なからず影響する懸念がありますが、これに起因する機器調達の遅れについて、市としてのお考えをお聞かせください。	No.5と同じです。
7	料金徴収機等のリース	募集要項P8 5 (5)	リース会社も記載とありますが、変更になる場合が想定されます。予定リース会社の記載で、変更してもよろしいのでしょうか。	リース会社の変更は問題ありませんが、リース会社の変更により提案したリース物件や収支計画上のリース料等が変更されるのであれば、原則認められません。提案時の条件は変わらずリース会社が異なった場合は、速やかに申し出てください。
8	地下鉄駅構内への定期更新機等の設置	募集要項P9 5 (6)	行政財産の使用許可料金に関して、各駅の日安となる金額をご教示ください。	使用面積に応じた使用料が発生しますが、設置する駅、駅構内での設置位置、設置時期等による変動があり、個別具体的な判断が必要となります。 そのため、各駅の日安となる金額は存在しません。 詳細は名古屋市交通局にご確認ください。
9	地下鉄駅構内への定期更新機等の設置	募集要項P9 5 (6)	改札外の支障とならない位置に定期更新機等を設置できる場合があります。とありますが、現状設置が許可される箇所があるのでしょうか。また詳しい条件は名古屋市交通局にご確認くださいとありますが、担当連絡先はどこになるのかご教示ください。	今回の募集エリアにおいて、設置が許可される具体的な箇所については当課では確認しておりません。 事業者にてご確認ください。 名古屋市交通局の連絡窓口は、交通局営業本部営業統括部資産活用課（052-972-3904）です。
10	自転車駐車場の整備 一回利用及び定期利用 整備台数	募集要項P9 5 (7) ア	全箇所に電磁ロック式ラックを導入し、無料パスカードを定期券として販売した場合、定期契約者は駐車位置を限定されない反面、希望の場所が満車で駐車できないということが想定されます。このような利用方法は定期利用(台数)としてカウントすることは可能でしょうか。	定期利用(台数)としてカウントすることは可能です。ただし、この場合、希望の場所でなくてもよいですが、定期利用者がどこにも駐車することができないことのないよう、定期券の収容台数（販売可能台数）を設定してください。

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
11	自転車駐車場の整備 一回利用及び定期利用 整備台数	募集要項P9 5 (7) ア	<p>十分な収容台数とありますが、駅毎や全体での最低必須整備台数を含め、市として想定している台数はございますか。現在の無料の収容台数を整備するという事になるのでしょうか。</p> <p>仮に応募者側で設定するとなると、どのような考え方で設定すればよろしいでしょうか。放置車両を全台収容できる台数とするなど、整備台数の考え方をお示しいただけるのでしょうか。また、設定にあたっては、現利用状況、現放置状況、今後の利用見込等の基礎資料が必要となると思われますが、そのような資料は提供されるのでしょうか。</p> <p>また、上限、下限の割合を示されておりますが、整備台数によって変動しますが、そこはあくまで台数に対する割合との認識で宜しいでしょうか</p>	<p>募集要項別添1で示した自転車駐車を管理していただきます。記載の収容台数は、一台当たりの幅を基本的に自転車は40cm、原付60cmで算出しています。参考にしてください。</p> <p>管理する上ではラックや精算機等を設置していただくこととなりますが、使用するラックにより幅が違ったり、精算機を設置するとその分収容台数が減ったりすると想定しています。ただし、それらは提案により変わってくる部分であると考えますので、最終的な整備台数は示していません。</p> <p>募集要項P11 5 (11)に記載のある別途配布資料を参考に、整備台数を提案してください。</p> <p>なお、定期利用枠の割合は、それぞれで設定した整備台数に対する割合です。</p>
12	自転車駐車場の整備 一回利用及び定期利用 整備台数	募集要項P9 5 (7) ア	<p>「十分な収容台数を確保した上で・・・」とありますが、駅毎や全体での最低必須整備台数の明確なご指示は無いという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
13	自転車駐車場の整備 一回利用及び定期利用 整備台数	募集要項P9 5 (7) ア	<p>運営開始後、一回利用と定期利用の利用状況により、その割合を見直すことへの具体的な変更方法や変更に必要な期間等の提示とありますが、具体的な変更方法の提示とはどこまでの提示を求めているのかご教示ください。</p>	<p>利用区分の変更に必要な工事やシステムの修正などの方法、その工事やシステムの修正に必要な期間等を提示してください。</p>
14	自転車駐車場の整備 身体障がい者等用の 利用枠	募集要項P10 5 (7) イ	<p>それぞれ1%とありますが、一回利用にも必要でしょうか。</p>	<p>一回利用にも必要です。</p>
15	自転車駐車場の整備 整備条件等	募集要項P10 5 (7) ウ(ア)	<p>高架下の電源引込について、電力会社のご見解を教えてください。</p>	<p>高岳駅自転車駐車場（中央分離帯）については、既設照明電源から引き込むことを想定しています。</p> <p>同様に高架下に位置する自転車駐車場として若宮大通高架下にある自転車駐車場がありますが、こちらの電源の引き込みについての電気事業者の見解は、公園灯に電源を供給する既設分電盤より分岐する方法が考えられるとのこと。</p>

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
16	管理事務所機能	募集要項P10 5 (8)	マンションの1室でも宜いのでしょうか その場合、利用者の免除者の確認受付などが部屋の中になってしまいますが、市として受付に関するガイドライン等はございますか	マンションの一室でも問題ありませんが、仕様書上の条件は遵守してください（仕様書P16 4 (4) ウ）。
17	管理事務所機能	募集要項P10 5 (8)	高岳駅自転車駐車場(中央分離帯)内に管理事務所を設置することは可能でしょうか。	設置できません。
18	管理事務所機能	募集要項P10 5 (8)	管理事務所を設置する場合の管理事務所営業時間は指定管理者で決定してもよろしいでしょうか。	管理事務所の営業時間は提案となります。
19	利用料金の額	募集要項P11 5 (11) ア	「各駅平均利用者負担額」について、計算式は次の通りで間違いないでしょうか。 各駅平均利用者負担額＝各駅一回利用収入年間合計/各駅一回利用年間利用回数	ご理解のとおりです。 ただし、募集要項該当箇所にあるとおり、一回利用は継続する24時間以内の利用をいい、一回利用の回数には減免対象者や定期利用者を除き、無料時間帯の利用者を含みます。
20	利用料金の額	募集要項P11 5 (11) ア	1回利用について24時間以内であれば駐車時間に応じての変動料金の設定は可能でしょうか。	可能です。
21	利用料金の額	募集要項P11 5 (11) ア	低料金エリアを設けた場合、工事等の支障によって低料金エリアの利用が減少することで、1年あたりの平均した利用負担額が自転車100円・原付200円を超えてしまった場合も料金の改定が必要でしょうか。	理由の如何に関わらず、各駅平均利用者負担額の実績額が、自転車は一回利用100円、原付については一回利用200円を上回った場合は、本市と指定管理者で協議の上、必要に応じて料金を改定することとなります。
22	地元団体や周辺施設との連携	募集要項P14 5 (12)	「栄三丁目周辺については、地元主体によるエリアマネジメントとして有料自転車駐車場の管理運営がされる予定です。」とありますが、同エリアの連携・協力をご提案するうえで、具体的な場所・規模・開始予定時期・定期または一時利用・決済方法などを教えて頂けないでしょうか。	当該エリアにおける具体的な配置計画、料金体系は、現在検討されています。 同エリアにおける現状の整備台数は約2,600台であり、設置場所は下記のウェブサイトでご確認いただけます（あくまで現状であり、今後の検討において台数変更になる可能性があります。）。 https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000150298.html なお、有料化開始は令和5年4月1日を予定されております。

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
23	地元団体や周辺施設との連携	募集要項P14 5 (12)	「栄三丁目周辺は地元主体で有料自転車駐車場の管理運営がされる予定」とありますが、隣接するこのエリアの整備・運営計画の内容が本事業の収支（特に収入面）に大きく影響するため、栄三丁目周辺の整備・運営計画（自転車駐車場の場所、台数規模、料金体系等）について、現時点での詳細をご教示ください。	No.22と同じです。
24	地元団体や周辺施設との連携	募集要項P14 5 (12)	周辺店舗や駐車場の地先店舗、所有者には有料化の了解を取れているのでしょうか。	地元のまちづくり団体や学区等、地域全体の総意として、有料化の了解を得ておりますが、個々の店舗、お住まいの方全ての了解を得ているものではありません。
25	地元団体や周辺店舗との連携	募集要項P14 5 (12)	久屋大通公園内の現在無料駐輪場も、地元主体で有料化されるのでしょうか。 地元団体との連携・協力の仲介を利用課でしていただけるのでしょうか。	久屋大通公園内の無料駐輪場については、住宅都市局都心まちづくり課の所管となります。 地元団体との仲介については、指定管理者決定後、必要に応じて自転車利用課が対応します。なお、周辺店舗については対応いたしません。
26	備品	募集要項P16 5 (20)	機器類は備品に該当するのでしょうか。 備品と想定されるものをご教示ください。	駐車機器類は備品に該当しませんが、指定管理収支内で購入した机などは備品となります。金額の基準は募集要項該当箇所のとおりです。
27	管理経費	募集要項P3 1 (4) 募集要項P11 5 (9) 募集要項P17 6 (2) ウ(イ)	「上前津駅及び丸の内駅駐輪場が有料化された場合は、本件の指定管理者が整備・管理運営を行って頂きます」とありますが、整備に関する費用面や場合によっては納付金の減額など協議対象となるのでしょうか。17ページでの記載では、新設箇所の収支計画書を提出して納付額を決定するとありますが、仮に支出が収入を上回る予想がなされた場合には、納付額の減額等に応じて頂けるのでしょうか。	新しく自転車駐車場が有料化される場合は新たに納付額等を提案していただくこととなります。整備に関する費用や納付金の考え方については、今回提案いただく際の条件と同様です。

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
28	管理経費	募集要項P18 6(2)ウ(イ)	賃金スライド制度に関しまして、初年度の人件費の1%が指定管理者が負担する賃金上昇分になるとの認識ですが、仮に初年度の人件費を2年度以降より多い金額を計画した場合(人員増)、最低賃金が増したとしても初年度の人件費より少なくなりますか、その場合の賃金スライド額はどのようになりますでしょうか。 (例)初年度 1,000千円 最賃3%UP ⇒ 2年度 500千円(基準) 最賃3%UP ⇒ 3年度 515千円 最賃3%UP ⇒ 4年度 530千円 初年度 1000千円×1%=10千円(指定管理者が負担する賃金上昇分)	賃金スライド制度は、増減額(対象となる人件費×適用する指標の変動率で算出)が、自己負担分(初年度の人件費に1.0%を乗じて算出)を超えた場合に賃金スライドが発生するものです。 そのため、指定管理2年目の人員が初年度の人員より少ない場合、賃金上昇率が1%を超えても、増減額が自己負担分を上回らない場合が想定され、その場合の賃金スライド額は0円となります。
29	管理経費	募集要項P18 6(2)ウ(イ)	賃金スライド制度に伴い、2年度以降は最低賃金上昇は見込まなくていいとの認識でよろしいでしょうか。また、対象の人件費は計画金額ではなく、実績金額が対象になるとの認識でよろしいでしょうか。	賃金スライド制度は、賃金水準を図る指標に一定以上の変動が見られた場合に、翌年度以降の人件費をスライドできる制度であり、一定範囲内の変動(初年度の人件費の1.0%分)は事業者の負担となります。そのため、極端な賃金上昇を見込む必要はありませんが、貴社のご判断により適切に積算してください。 また、原則として、賃金スライド制度の対象の人件費は、実績ではなくご提出いただく対象人件費等計算書に記載された金額に基づき決定されます。
30	管理経費	募集要項P19 6(2)オ	「通常使用している口座とは別の口座で管理してください。」とありますが、専用口座を開設して関連した全ての入出金(収入・支出)をその口座に集約・限定することが必須、という意味でしょうか。 各種公共料金・個別の契約手数料、職員の給与支払いなど、既存の口座から分別できないケースが想定されますが、その場合はどのように扱えばよいでしょうか。	原則、ご理解のとおりです。 ご指摘のケースのように管理経費を指定管理業務にかかる専用口座から直接入出金できないような場合においても、該当の管理経費分を通常使用している口座から入金するなど、間接的な形も用いて専用口座で管理してください。

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
31	放置自転車撤去業務の受託事業者との連携・協力	募集要項P21 10	包括的に業務を実施するとはどういうことでしょうか。放置自転車の情報はどの範囲のことを言うのでしょうか。	包括的とは、放置自転車撤去業務の受託事業者が、放置自転車の状況に応じて自ら巡回時間やルートを計画して放置自転車の撤去を実施するということです。放置自転車の情報とは、啓発札を取り付けた自転車に関する放置位置・状況写真・登録日時等のことです。なお、指定管理者が行う業務については、仕様書P11 3 (5)をご確認ください。
32	放置自転車撤去業務の受託事業者との連携・協力	募集要項P21 10 募集要項 別添5-1	エリア内が全面的に放置禁止区域となりますが、錦通など駐輪場が整備されないエリアもあります。その中で指定管理者が放置対策の一部の機能を担うという認識ですが、撤去頻度が少ない場合、これまで同様に自転車が放置されてしまい、駐輪場の稼働が思うように上がらない懸念があります。現時点で市が予定している放置自転車の撤去頻度についてご教示ください。	現時点で具体的な撤去頻度を回答することはできませんが、放置自転車の発生が特に危惧される箇所については、自転車駐車場の管理者と放置自転車撤去業務の受託事業者の連携・協力のもとで、日常的な放置自転車対策が展開されることが望ましいと考えています。
33	参加表明書及び代表者等名簿の提出	募集要項P25 12 (6)、P26	P25 (6) 参加表明書及び代表者等名簿の提出 において、「名古屋市有料自転車駐車場指定管理者公募参加表明書及び代表者等名簿(様式1)」を提出するものとされていますが、P26の応募書類一覧表の参加表明時に提出するものとしてNo.1~5まで示されています。どちらに従えばよいでしょうか。	募集要項P26の応募書類一覧表の参加表明時に提出するものとして示しているNo.1~5までの書類をご提出ください。「法人等の概要」については、データも合わせて提出してください。
34	参加表明書及び代表者等名簿の提出	募集要項P25 12 (6)、P26	P25 (6) 参加表明書及び代表者等名簿の提出 において、「郵送(期限必着)又は持参若しくは電子メールにて送付してください。」とありますが、P26の応募書類一覧表の参加表明時に提出するものとして提出部数が指定されています(正本1部、副本13部)。電子メールにて送付すれば必要部数の提出は不要でしょうか。	指定した部数を紙媒体で提出してください。電子メールにて提出できる応募書類は、データも合わせて提出していただく「法人等の概要」のデータのみです。なお、データの提出については募集要項P25 12 (7)ウ「指定管理者指定申請書」に記載の内容と同様に、CD-ROM又はDVD-ROMに保存して、書類と合わせて提出していただく方法も可とします。
35	審査項目及び審査基準	募集要項P32	審査項目及び審査基準の収支計画19ですが、納付金の金額が評価対象となるのでしょうか。また、収支計画20については還元策又は還元金に対する収益の割合が評価対象となるのでしょうか。	審査基準に基づき、納付金の金額、還元策又は還元金に対する収益の割合も含めた収支計画全体が評価対象です。
36	スケジュール	募集要項P33 15	いつから工事に着手できるのか明確な日程をご教示ください。	令和4年10月中旬以降を予定している基本協定の締結後です。

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
37	業務の引継ぎ	募集要項P37 17 (5) ア(イ) (募集要項P36 17 (5) ア 仕様書P14 3 (10) イ)	引き継ぎに関する経費は、原則として指定管理者の負担とありますが、伏見駅の現指定管理者の精算機等の撤去等工事、現指定管理者負担という認識でよろしいでしょうか。	伏見駅自転車駐車場の現管理者の負担です。
38	業務の引継ぎ	募集要項P36 17 (5) ア 仕様書P14 3 (10) イ	道路占用許可駐車場である伏見駅に関して、業者同士の引継ぎについて、個人情報、機器の取り扱いについて等貴市の方針、考え方をご教示ください。	定期利用の申し込みに関わる個人情報を次期指定管理者が必要とする場合は、現在の管理事業者が利用者本人の同意を得て、個人情報の保護に留意し引継ぐものとします。また、機器の撤去等については、利用者への影響が最小限度にとどまるよう現在の管理事業者と次期指定管理者が調整、協力するよう求めます。
39	業務の引継ぎ	募集要項P36 17 (5) ア 仕様書P14 3 (10) イ	伏見駅の定期券収入については、3月末までの契約分を現指定管理者の収入とする考えでよろしいでしょうか。 (例えば、指定管理者が変更になった場合、令和5年2月に6ヶ月契約を申し込まれた際に、管理は変更後の指定管理者となり、収入は前指定管理者となるのでしょうか。)	伏見駅の現在の管理事業者が発行する定期券で、令和5年4月以降に利用期間がまたがる定期券収入については、現在の管理事業者と次期指定管理者で協議の上、原則として管理期間によって按分し精算するものとします。
40	業務の引継ぎ	仕様書P14 3 (10) カ	当該物件の処分方法は甲の指示に従うとありますが、どのような指示になるのでしょうか。	原則、関係法令に基づき適切に処分していただきます。
41	業務の引継ぎ	仕様書P15 3 (10) コ	管理事務所の明け渡しが必要になる場合、窓口業務の支障とありますが、どのような事を想定していらっしゃるかが教示ください。	明け渡しの作業の影響で減免利用者の確認や定期利用に関する手続等の管理事務所で行う業務ができないことのないようにしてください。
42	各駅自転車・原付駐車場位置図	募集要項 別添1-6	桜通(南)、十六銀行前にある仮置き場は今回の整備箇所に含まれるのでしょうか。	該当の仮置き場は今回の整備箇所に含まれません。

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
43	各駅自転車・原付駐車場位置図	募集要項 別添1-2~10	現在までの整備箇所及び令和4年4月以降に整備予定の箇所のCADデータ（可能であればDWG形式）はございますでしょうか。	<p>参加表明書を提出された事業者様のうち、自転車駐車場の図面の提供を希望する事業者様には本市に現存する図面を参考資料として提供しますので、メールにてお申し出ください。</p> <p>お申し出の際は、下記電子メールアドレスあて、件名を「有料自転車駐車場（栄地区周辺ブロック）図面データ受け取り希望」とし、本文に「法人名、担当部署名、担当名、連絡先」を明記してください。</p> <p>提供する図面は、原則としてCADデータ（DWG形式及びDXF形式）とし、CADデータが無い箇所については紙図面を電子化したもの（PDF形式）を提供します。</p> <p>また、提供された図面の利用にあたっては、乗り入れなど民間工事等により、図面と現地に相違がある箇所もありますので、整合性を確認するようお願いいたします。</p> <p>電子メールアドレス： web-jitensha@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp</p>
44	各駅自転車・原付駐車場位置図	募集要項 別添1~10	この図面を基にご提案をいたしたく、図面のデータ（基盤図面）をいただくことは可能でしょうか。また電気の引込場所が分かる図面データいただくことは可能でしょうか。	<p>基盤図面のデータ提供については、No.43と同じです。</p> <p>電気引き込み箇所の図面のデータ提供については、本市で当該データを持っていません。なお「電気事業者が電源引き込みを推奨する箇所」に関しては、市公式ウェブサイト「名古屋市有料自転車駐車場指定管理者公募のお知らせ」ページに掲載していますのでご確認ください。</p>
45	無料自転車駐車場	募集要項 別添1-7	久屋大通駅周辺について、桜通の北側にある無料の自転車駐車場は今後も無料の置き場として継続運営されるのでしょうか。通りのすぐ反対側である場所が放置禁止区域外かつ無料の置き場がある場合、指定管理施設の利用に影響が出ることが予測されるため、今後の予定についてご教示ください。	ご質問の箇所については、早期の放置禁止区域の指定及び有料化に向けて調整中です。

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
46	伏見駅自転車駐車場	募集要項 別添1-9	電磁ロック機器により運営している伏見駅について、過去3か年の収支状況や利用率等をご教示願います。	<p>令和3年度分の伏見駅自転車駐車場利用実績については、参考資料として提供しています。受取方法は市公式ウェブサイト「名古屋市有料自転車駐車場指定管理者公募のお知らせ」ページでご確認ください。</p> <p>伏見駅の放置禁止区域が令和3年9月1日に拡大し、自転車駐車場の利用状況にも多少の影響があったため、自転車駐車場利用実績を直近の令和3年度分のみ、上記ウェブサイトの方法で配布しております。</p> <p>なお、放置禁止区域拡大以前も含む令和元年度から3か年分の利用実績をご希望の場合は、別途メールにてお申し出ください。お申し出の際は、下記電子メールアドレスあて、件名を「有料自転車駐車場（栄地区周辺ブロック）伏見駅3か年実績受け取り希望」とし、本文に「法人名、担当部署名、担当名、連絡先」を明記してください。</p> <p>電子メールアドレス： web-jitensha@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp</p>
47	高岳駅自転車駐車場	募集要項 別添2	自転車駐車場内に自動二輪等が残置する可能性があることと明記されております。収容台数の減少にまで言及しておられますが、機器設置までに撤去頂けないのでしょうか。仮に残置となった場合、最終的にはどこが責任をもって撤去頂けるのでしょうか。	自動二輪等については本市が対応します。仮に残置することとなった場合は、残置している場所は指定管理施設から分離し、指定管理の範囲外とする予定です。
48	高岳駅自転車駐車場	募集要項 別添2	ゲート機器を設置する場合、道路占用許可が必要との事ですが、この際の対象はあくまでもゲート機器が要する占用範囲という認識で宜しいでしょうか。また、占用基準額は1㎡あたりいくらになりますでしょうか。	高岳駅自転車駐車場（高架下）は、本市が国道管理者から道路占用許可を得て設置しています。この自転車駐車場内に新たな機器等を設置する場合、本市から名古屋国道維持第一出張所へ道路占用許可の変更申請が必要であるため、配置図や、対象物件の構造図等を提供してください。道路占用料はかかりません。
49	高岳駅自転車駐車場	募集要項 別添2	高岳駅高架下の駐輪場は、放置車両に加えてゴミがかなり散乱しています。事業開始前までに清掃を実施したうえで引き渡して頂けるのでしょうか。	高岳駅自転車駐車場（高架下）については、散乱しているゴミを清掃した上で指定管理者に引き渡します。
50	応募書類	募集要項 別添6 応募書類様式8	各項目について、記載内容が枠内に収まらない場合、枠を広げる、もしくは資料を別添の形にすることは可能ですでしょうか。	枠を広げて記入してください。

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
51	応募書類	募集要項 別添6 応募書類 様式8 5-(2)	マニュアルは全ページの提出が必要でしょうか。	全ページの提出が必要です。
52	応募書類	募集要項 別添6 応募書類 様式8 6-(2)	定期期間に関しまして、1箇月、3箇月、6箇月、12箇月の4種類の対応は必須でしょうか。	必須ではありません。1箇月から12箇月以内までの期間で設定してください。
53	応募書類	募集要項 別添6 応募書類 様式8 9-(6)	「遠隔で減免者や学生であることを認識する場合～中略～カメラに映った画像を用いて説明してください」とありますが、画像自動認識等による認証は不可なんでしょうか。	技術的に可能であれば、自動認識等で問題ありません。ただし、不正利用とならないよう自動認識のシステムの制度を提案書に示してください。
54	応募書類	募集要項 別添6 応募書類 様式8 20	ここに記載している収支計画とは、提案時における収支計画書を指すのでしょうか。あるいは、毎年度収支計画書を作成する必要があるのでしょうか。	提案時における収支計画を指します。
55	応募書類	募集要項 別添6 応募書類 様式8 21-(8)	利用料金の変更の期間について、申請から貴市広報に載せるまでの期間をご教示願います。	利用料金の変更にかかる周知は指定管理者において行っていただきます。 市広報に載せることは想定しておりません。
56	工事等の支障となった場合の対応	仕様書P3 3 (1) サ (ア)	支障になった場合の対応として、原因者から聴取した内容を随時情報提供とありますが、工事の許可等の関係がありますが、流れはどのように想定しているのでしょうか。	支障によりラック等の移設、撤去等工事が必要となる場合は、予め本市と協議した上で、工事着手の一か月前までを目安に工事に必要な申請を行い、工事着手前に承認又は許可を受けられるようにしてください。工事完了後に本市に竣工図を提出してください。 なお、工事に必要な手続きは下記のとおりです。 ・本市が管理する道路上での工事を行う場合： 道路法24条の規定による手続き ・国が管理する道路上での工事： 本市が国道管理者へ道路法32条の道路占用許可の申請者となりますが、指定管理者が図面等の必要書類を作成してください。
57	工事等の支障となった場合の対応	仕様書P3 3 (1) サ (イ)	費用は原因者の負担と思いますが、費用の報告を自転車利用課とありますが、乙が負担した場合でしょうか。	乙の負担の有無に関わらず費用を報告していただきます。

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
58	障がい者等の利用料金減免と確認方法	仕様書P6 3(2)オ(ウ)	「無料パスを交付する場合の有効期限は定期利用の期間と同程度とする」とありますが、この場合の定期利用期間とは、事業者が定期販売メニューとして設定した期間の最長を指すという認識で宜しいでしょうか。 (例)1か月と3ヶ月の定期販売を実施した場合は、3ヶ月を採用。	定期利用の最長の期間を指すものではありません。定期利用のそれぞれの期間と同程度の有効期限の無料パスを交付できるようにしてください。 期間を複数設定する場合は、利用者が期間を選択できるようにしてください。
59	駐車器具等の設置	仕様書P8 3(3)ア(ア)	整備予定地のGLに電源共同溝などの蓋があり、ラック設置が不可能である場合は、平置きエリアとして運用する事が可能でしょうか。	質問のとおりやむを得ない場合は可能です。ただし、平置きの場合の自転車1台当たりの幅を考慮して収容台数を設定してください。
60	駐車器具等の設置	仕様書P8 3(3)ア(ア)	既に設置されているラック等の機器は、事業者が希望すれば引続き使用可能でしょうか。	高岳駅自転車駐車場(高架下)は希望の有無に関わらず指定管理施設の設備にラックを含みますが、事業者の費用負担において入れ替えは可能です。 また、国道19号上の既設ラックについては、本市で撤去する予定ですが、当該ラックの利用を希望する場合は本市に申し出てください。その場合、特段の事情が無い限りは、利用することが可能です。 伏見駅自転車駐車場は必要に応じて現管理者と協議してください。
61	駐車器具等の設置	仕様書P8 3(3)ア(イ)	機器の設置が困難であるとは、どのような場合でしょうか。	困難である状況は事前に想定しておらず、原則は提案通り設置していただきますが、やむを得ない特段な事情が発生した場合には、設置が困難であるかを個別に判断いたします。
62	駐車器具等の設置	仕様書P8 3(3)ア(ウ)	利用料金等を掲載する看板は、基盤整備範囲外にも設置は可能でしょうか。	基本的に基盤整備範囲での設置をお願いします。やむを得ない場合には基盤整備範囲外での設置も可能ですが、地先の了解を得たうえで設置してください。
63	駐車器具等の設置	仕様書P8 3(3)ア(ウ)	桜通南側歩道の植栽帯に、防護柵で塞がれた通路が存在していますが、その部分に配管配線を行う際、埋設管ではなく露出配管を施工しても問題ないでしょうか。	該当箇所の特定ができませんでしたが、原則配管は埋設してください。ただし、安全性が確保され、通行又は道路排水等の道路管理上支障にならないことを道路管理者が認める場合、さや管を路上に設置することは可能です。
64	駐車器具等の設置	仕様書P8 3(3)ア(ウ)	埋設管設置にあたり、掘削の深さ・幅に関する指定基準はありますか。	掘削深さは、原則として路面と管路頂部との距離が0.5メートル以上となるようにしてください。掘削幅の指定はありませんが、埋め戻し時の機械転圧ができる幅としてください。

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
65	駐車器具等の設置	仕様書P8 3 (3) ア (ウ)	通行及び走行の妨げにならない限り、機器の配管は露出配管も可能であるという認識でよろしいでしょうか。	歩道においては原則、配管は埋設してください。自転車駐車場内については、安全性が確保され、通行又は道路排水等の道路管理上支障にならないことを道路管理者が認める場合、さや管を路上に設置することは可能です。
66	駐車器具等の設置	仕様書P8 3 (3) ア (ウ)	照明柱に100Vでの一次電源を引き込まれている箇所をお見受けしましたが分電することは可能でしょうか。	電気契約が別になるため、分電することはできません。
67	駐車器具等の設置	仕様書P8 3 (3) ア (ウ)	電気事業者の推奨引込場所を参考に、電源の引込位置から各機器への配線は歩道を掘削もしくは露出での配線となるかと思いますが、機器設置箇所以外の歩道部分の掘削は可能でしょうか。	機器設置箇所以外の歩道部分の掘削は可能です。なお、配線は原則埋設してください。
68	駐車器具等の設置	仕様書P8 3 (3) ア (ウ)	各駐車場一次電源引込に関して、電源供給可能BOX及び共同溝空き孔の有無をご教授いただけますでしょうか。	電源の引き込みは電気事業者が行います。引き込み箇所から駐車器具への電源接続、及び駐車器具間の電源接続について、本市が管理する共同溝を用いることはできません。なお電気事業者が管理する共同溝を用いた電源の接続については、電気事業者へお問い合わせください。
69	駐車器具等の設置	仕様書P8 3 (3) ア (カ)	駐車器具等については、各占用物件の管理者の同意を得た上で設置する。さらに事業の実施について地先の土地または建物の所有者に事前に説明するとありますが、事業の実施について貴市として事前に説明はされている状態でしょうか。説明とは設置機器の内容でよろしいでしょうか。	「事業」とは、駐車器具、料金徴収機、及び定期更新機等の設置工事のことを意味します。したがって、これらの駐輪器具等の具体的配置や実施時期が決まっていないため、現時点では地先等に説明はしていません。工事の内容・時期が決まりましたら、地先に説明したうえで着手してください。
70	駐車器具等の設置	仕様書P8 3 (3) ア (カ)	地先の土地または建物の所有者に事前に説明して、とありますが、説明した際に設置できなくなる事があるのでしょうか。その際はどのようにすれば良いのでしょうか。	適切に説明し、設置してください。設置できないこととなった場合、新たに配置計画を策定し、その計画に基づいて設置してください。
71	駐車器具等の設置	仕様書P8 3 (3) ア (カ)	沿道の占用物件等については貴市として把握されているのでしょうか。また占有者等に有料化のための工事について了解は取れているのでしょうか。	どのような占有物があるかについては市で把握しています（ただし直轄国道上の占有物件は除きます。）。有料化のための工事のうち、ラック設置工事については、占有物件（共同溝の蓋等）に被らないように計画してください。ただし、管路埋設、料金徴収機や看板の基礎設置など掘削を伴う場合は、各埋設管の管理者と支障の有無について確認をお願いします。

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
72	駐車器具等の設置	仕様書P9 3 (3) ア (ケ)	「前輪の固定位置が高い駐車器具を設置してならない」とありますが、具体的な寸法の(高さ)基準はありますでしょうか。	具体的な寸法の(高さ)基準はありませんが、駐車した自転車で交通の視距を妨げることがなく、子どもやお年寄りの方が使いやすいよう考慮したラック高さとしてください。ラックの形式に関しては、一般的な高低ラックは使用可能です。一方、二段ラックなどの多段式や、自転車が垂直となる吊り下げ式の使用はできません。
73	駐車器具等の設置	仕様書P9 3 (3) ア	駐輪場区画内にある駐車案内看板やパーキングチケット販売機等は事業開始前に撤去されるという認識で宜しいでしょうか。 (例) 久屋大通(西)の原付エリアにある駐車案内看板など	ご指摘の物件に該当するかわかりませんが、既設の自転車駐車場内にある標識・看板は撤去いたしません。また、自動車のパーキングメーターに関しても、警察が撤去する場合を除き、撤去いたしません。
74	駐車器具等の設置	仕様書P9 3 (3) ア	交差点、横断歩道から5m以内に整備されている箇所をお見受けしましたが、駐輪機器の設置は可能でしょうか。	既設の自転車駐車場の範囲内であれば駐輪機器の設置は可能です。
75	周縁施設の維持管理	仕様書P8 3 (3) ア (エ)	維持すべき周縁施設には何があるのでしょうか。	仕様書P2 3 (1) キをご確認ください。
76	周縁施設の維持管理	仕様書P8 3 (3) ア (エ)	整備箇所の両端にはU字バリカーが設置されていますが、片面しか無い箇所については別途設置する必要があるのでしょうか。	自転車駐車場は、その範囲を明確にするなどのため、原則として両端に柵を設置します。一度現地を調査させていただき、必要であれば市で柵を設置しますので、該当箇所をご連絡ください。 なお、当該柵を自転車駐車場案内看板が兼ねることもあり、その場合は当該柵を設置する必要はありません。
77	自転車駐車場利用案内及び放置自転車台数等調査	仕様書P11 3 (5)	放置自転車に関する業務の支出を自転車駐車場の収入で対応できない場合でも実施する必要があるのでしょうか。	放置自転車を自転車駐車場へ案内する業務や、自転車駐車場内の長期放置自転車の撤去業務は、自転車駐車場の収入で対応するよう計画し、実施してください。
78	自転車駐車場利用案内及び放置自転車台数等調査	仕様書P11 3 (5) ア	文中に、放置自転車等に関する情報を導入したシステムの登録用端末とありますが、 ①実際に既に市で使用しているシステムがあればそのまま使用させて頂くことは可能でしょうか ②そのままの使用が難しい場合、現在使用しているメーカーを教えてください可能でしょうか ③まだ、導入がされてない場合は具体的なシステムの内容、運用方法などが分かる資料をご提供いただく事は可能でしょうか	①・②市で使用しているシステムはありません。 ③別紙資料をご確認ください。なお、あくまで当課が想定するシステムの一例のため、別紙のとおりシステム導入を義務付けるものではありません。放置自転車の撤去等を実施する受託事業者と連携しやすいシステムの提案をしてください。

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
79	自転車駐車場利用案内及び放置自転車台数等調査	仕様書P11 3 (5) ア	「放置に関する情報をシステムに入力する」とあります。この費用については事業者が負担すると認識していますが、システム提供は貴市より頂けるのでしょうか。	システム提供は市から行いません。
80	自転車駐車場利用案内及び放置自転車台数等調査	仕様書P11 3 (5) ア	前述と関連しますが、当該システムの詳細な仕様はお示し頂けるのでしょうか。	具体的な仕様はお示しできません。別紙を参考にして、放置自転車の撤去等を実施する受託事業者との連携を見据えて、事業者によりシステムの提案及び導入をしてください。
81	自転車駐車場利用案内及び放置自転車台数等調査	仕様書P11 3 (5) ア	システムの調達は乙が行うとなっていますが、端末・サーバは駐輪場管理者分だけの用意でよろしいでしょうか。	札を貼付した放置自転車に関する情報について、放置自転車等を撤去する本市の別業務と連携を図る体制が確保されていれば、問題ありません。
82	自転車駐車場利用案内及び放置自転車台数等調査	仕様書P11 3 (5) ア	システムは、放置自転車の撤去の別事業とこういった形で活用されるのでしょうか。また、別業務と本業務の役割分担はどのようになるのでしょうか。	自転車駐車場利用を促すために啓発札を貼付した放置自転車の情報が、放置自転車等を撤去する本市の別業務に、撤去対象となる自転車の情報として活用されることを想定しています。自転車等放置禁止区域内に放置された自転車の利用者に対して自転車駐車場の利用を案内する役割が本業務、自転車等放置禁止区域に放置された自転車を撤去する役割が別業務です。
83	自転車駐車場利用案内及び放置自転車台数等調査	仕様書P12 3 (5) イ	巡回業務と一部兼ねることも可とするとありますが、一部とはどのような事を指すのかご教示ください。	巡回業務を行う巡回員が当該業務を兼務することができます。
84	自転車駐車場利用案内及び放置自転車台数等調査	仕様書P12 3 (5) イ	8時間以上実施とあるがどの程度の頻度で実施する必要があるのでしょうか。休憩なしで、交代で8時間業務することが必要なのでしょうか。	仕様書該当箇所のとおりです。労働基準法等の法令は遵守してください。 （「災害時や暴風、大雨時を除いて各駅自転車駐車場2名以上で、毎日（祝日含む、年末年始除く）最低朝7時から夜9時までの間で8時間以上実施するものとする。」）
85	自転車駐車場利用案内及び放置自転車台数等調査	仕様書P12 3 (5) イ	放置自転車台数調査の専任のスタッフが必要ということでしょうか。	仕様書該当箇所のとおりです。 （「有料自転車駐車場の巡回業務と一部兼ねることも可とする。」）
86	自転車駐車場利用案内及び放置自転車台数等調査	仕様書P12 3 (5) エ	道路に店舗がラックを設置している事例があるのでしょうか。あれば市として不法物件として対応されないのでしょうか。	個別の事例については回答できません。ラックは不法物件として本市で対応しますが、当該ラックに駐車された自転車は放置自転車となるため、自転車駐車場への利用案内業務を行ってください。

No	項目	該当箇所	質問内容	回答
87	利用者満足度調査	仕様書P13 3 (9)	利用者に対するアンケート及び満足度調査は自社で行ってもよろしいでしょうか。 第三者機関等への依頼は必要ないでしょうか。	自社で行っていただいて構いません。
88	利用者満足度調査	仕様書P13 3 (9)	利用者アンケート等による満足度調査は実施期間や実施の頻度、実施方法に指定はあるのでしょうか。	毎年度1回以上実施し、当該調査を実施した年度内に報告してください。 実施期間やその他の実施方法に指定はありませんが、調査を実施するにあたっては、事前に本市と協議し、実施内容について承認を得ることとなります。
89	施設の管理	仕様書P16 6 (1)	駐車場施設外であっても指定管理施設に係るもの、とありますが、何を指しているのかご教示ください。	駐車場施設外に設置された高岳駅自転車駐車場（高架下）の照明器具や事業者が設置した埋設管等を指します。
90	シェアサイクル	仕様書P21 23	シェアサイクルの受け入れとありますが、ポートの設置の受け入れということでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	シェアサイクル	仕様書P21 23	シェアサイクルは、道路上に設置してもよろしいでしょうか。	利用状況や社会情勢に応じて将来的に道路上へ設置される可能性はありますが、今回の提案においては、自転車駐車場の収容台数に限りもあることから設置することはできません。